

派遣会社のマージン率等について

- マージン率等の情報公開について
- 派遣労働者等のみなさまへ
- 派遣会社等のみなさまへ
- 参考 都道府県ブロックごとの派遣会社のマージン率等の一覧
- その他

マージン率等の情報公開について

労働者派遣制度における、いわゆる「マージン」には、派遣会社の利益にあたる部分のほか、派遣会社が負担する社会保険料や教育訓練費等が含まれます。

また、平成24年の労働者派遣法改正により、労働者がインターネットなどにより派遣会社のマージン率等を確認し、より適切な派遣会社を選択できるよう、マージン率等の情報公開が派遣会社に義務付けられています。マージンには、社会保険料、教育訓練費なども含まれているため、マージン率は低いほどよいというわけではなく、その他の情報と組み合わせて総合的に評価することが重要です。

マージン率とは

労働者の方がインターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などを確認し、より適切な派遣会社を選択できるよう、マージン率や教育訓練に関する取組状況の情報公開が派遣会社に義務付けられています。

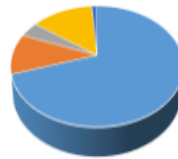
派遣料金（派遣先が派遣会社へ支払う料金）
賃金（派遣会社が労働者に支払う賃金）
マージン

派遣会社のマージンには、以下の費用などが含まれています。

<含まれている費用の例>

- 派遣会社が負担する社会保険料（厚生年金保険・健康保険）
- 派遣会社が負担する雇用保険料・労災保険料
- 派遣会社での教育訓練費・福利厚生費
- 派遣会社の社員の人件費
- 営業利益

マージン率はその他の情報と組み合わせて総合的に評価することがポイントです



マージンには、社会保険料、労働保険料、福利厚生費や教育訓練費なども含まれていますので、マージン率は低いほどよいというわけではなく、その他の情報と組み合わせて総合的に評価することが重要です。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労使関係

労働政策全般

相談窓口等

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は事業年度終了後、派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

許可番号：派13-306942

許可年月日：平成28年11月1日

派遣元事業主名：株式会社 HDK

- ① 派遣労働者の数 3名（2024年4月1日現在）
- ② 派遣先の数 1社（2024年4月1日現在）
- ③ マージン率 25.4%（2022年9月～2023年3月）※

計算式 $(A - B) \div A$

派遣料金の平均額 (A) = 24,944円（8時間相当）

派遣労働者の賃金平均額 (B) = 18,618円（8時間相当）

- ④ 教育訓練に関する事項
安全衛生関連等の教育
生産実務関連等の教育
- ⑤ その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項
正社員による無期雇用者派遣・労使協定方式
福利厚生：社会保険・雇用保険加入

マージンには、以下の費用などが含まれています。

会社が負担する厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料、労災保険料
福利厚生費、教育訓練費、有給・特別休暇費、退職金積立費、営業利益、
通信・事務処理経費、派遣事業運用費等

※2023年4月～2024年3月派遣休止のため実績なし